

令和3年度 第2回袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員会

- 1 開催日時 令和3年8月25日（水）議案書送付  
令和3年9月10日（金）回答期限

- 2 開催場所 書面会議

- 3 出席委員

委員長	榎本 正信	委員	佐藤 弘之
副委員長	藤崎 佳美	委員	清水 千春
委員	吉田 広乃	委員	佐野 隆友
委員	安藤 久恵	委員	飯田 由子
委員	小関 美郷	委員	今岡 博美

- 4 議題 第3子以降の学校給食費無償化の実施について

- 5 議事【意見等及び事務局回答】

(佐野委員) ぜひ実施してください。

(事務局回答) ありがとうございます。令和4年1月からの実施に向けて進めてまいります。

(佐藤委員) 資料内容確認いたしました。対象となる要件、市の財政負担額、今後のスケジュールなど分かりやすく問題ないかと思えます。想定ケースですが、4つのケース内容で良いと思えますが、例えば他の県や市で実施しているところなどもあると思うので、もう少し良いものがあれば検討いただいてケースに加えても良いかと思えます。

今回はじめてのことなので大変だと思いますが、とても良いことだと思いますのでよろしくをお願いします。

(事務局回答) 資料には主な想定ケースを記載させていただきましたが、それ以外にも様々なケースが考えられます。委員がおっしゃるとおり同様の制度を実施している市町村もありますので、そのような市町村の事例も参考にしながら進めていきたいと考えております。

(清水委員) 賛成です。私も子どもが3人います。年が離れているので小中学校では2人ずつしかかぶりませんが、年の近い兄弟をお持ちの保護者の方にとってはとても良いと思います。

質問ですが、小中学校に通う児童生徒が3人以上いることとは、例えば第1子が高校生、第2子が小学生、第3子が小学生の場合は対象外ということですか。それでは年の離れた兄弟姉妹の場合は辛いと思います。

(事務局回答) 子どもが3人の世帯で第1子が高校生、第2子が小学生、第3子が小学生の

場合は、小中学校に在籍する児童生徒が2人ですので給食費の免除の対象にはなりません。今回実施する制度は、義務教育である小中学校に在籍する児童生徒を多く持つ保護者にとって、何人もの給食費を毎月納付することは負担が大きいことから、第3子以降の給食費を免除することで毎月納付する給食費は2人分までという上限を設け、多子世帯の毎月の給食費にかかる経済的負担を軽減しようとするものです。多子世帯の給食費の負担軽減を目的に教育委員会が実施する制度ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

(吉田委員) 良いことだと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局回答) ありがとうございます。令和4年1月からの実施に向けて進めてまいります。

(今岡委員) 第3子からの給食費の無償化も一方策であると思いますが、私は給食費の補助額の増額を推したいと考えます。その理由は、教育の無償化を目指すのが大前提だと思うので、まずは義務教育だけでも無償化を積極的に推進すべきであり、それに向けた施策が優先されるべきと考えます。第3子からの給食費無償化は少子化対策としては有効かもしれませんが、教育の無償化からは遠ざかるものであり、保護者の公平性を考えると、やや疑問が残るように思います。また、3人以上の子どもを授かりたくてもできない事情を抱える家庭は多いのではないのでしょうか。経済的な事由だけではないと思います。

(事務局回答) 学校給食の運営には、食材費の他に調理員の人件費や施設・設備の維持管理費、光熱水費など多額の費用がかかります。運営にかかる費用は、学校給食法の規定により保護者と市町村の分担が定められていることから、多くの市町村が運営経費のうち食材費については保護者に負担していただいています。

本市においても、今年度の運営経費として総額約5億1千万円の歳出予算を計上しており、そのうち約2億6千万円を給食費として保護者に負担していただいておりますが、食材費の一部補助を実施して給食費をできるだけ安価に設定するなど保護者の経済的負担の軽減に努めております。なお、給食費の完全無償化につきましては、そのための財源の確保を市単独で実施することは難しい状況ですので、国や県へ財政的支援を要望しています。

今回実施を計画する制度は、義務教育である小中学校に在籍する児童生徒を多く持つ保護者にとって、何人もの給食費を毎月支払うことは負担が大きいことから、多子世帯の給食費の負担軽減を目的に実施する制度ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

(藤崎副委員長) 学校給食センターの皆様、日々安心安全な給食づくりのためにご尽力ありがとうございます。心から感謝申し上げます。案件については大変良いことだと思います。どの子ども平等に心配なく給食を食べられることは親子にとってありがたい幸せなことです。早期の実施ありがとうございます。

(事務局回答) 今後も全ての児童生徒に、平等に安心して給食を食べてもらえるように努めてまいります。本制度についても、令和4年1月からの実施に向けて進めてまい

ります。

(小関委員) いつもおいしい給食の提供をありがとうございます。

議題となっている第3子以降の学校給食費無償化については賛成です。コロナ禍ということもあり、さまざまな事情を抱えている家庭もあると思うので、家庭への支援はもちろん、安全で栄養バランスの良い給食を安心して食べることができる環境を整えることは、とても意義のあることだと考えます。

(事務局回答) 今回実施する制度は多子世帯への支援を目的としていますが、委員がおっしゃるようにその他にもさまざまな事情を抱えている家庭もありますので、今後も関係機関と連携しながらそのような家庭に対しての支援も行っていきたいと考えております。全ての児童生徒が、安全で栄養のあるおいしい給食を安心して食べられる環境の整備に努めてまいります。

令和3年度

第2回袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員会議

令和3年8月  
書面会議

次 第

議題 第3子以降の学校給食費無償化の実施について

令和3年度

### 袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	えのもと まさのぶ 榎本 正信	1号 学校長の代表 (根形小学校)	1期目
副委員長	ふじさき よしみ 藤崎 佳美	4号 学識経験者	3期目
委員	よしだ ひろの 吉田 広乃	1号 教頭の代表 (奈良輪小学校)	1期目
委員	あんどう ひさえ 安藤 久恵	1号 養護教諭の代表 (長浦中学校)	1期目
委員	こせき みさと 小関 美郷	1号 給食主任教諭の代表 (蔵波中学校)	1期目
委員	さとう ひろゆき 佐藤 弘之	2号 P T Aの代表 (平川中学校)	1期目
委員	しみず ちはる 清水 千春	2号 P T Aの代表 (根形小学校)	1期目
委員	さの たかとも 佐野 隆友	3号 学校医の代表 (佐野医院)	2期目
委員	いいた よりこ 飯田 由子	4号 学識経験者	4期目
委員	いまおか ひろみ 今岡 博美	4号 学識経験者	2期目

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 議題 第3子以降の学校給食費無償化の実施について

### 1 現 状

学校給食の実施に要する経費のうち食材料費については、学校給食法の規定により児童生徒の保護者が負担することとされています。

ただし、この法律の規定は、自治体による給食費の補助といった保護者の負担を軽減するための施策を禁止するものではなく、市町村によっては独自の基準や要件により給食費の補助を実施し、保護者の負担軽減を図っています。本市においては、市立小中学校に在籍する全ての児童生徒の保護者を対象に給食費の一部補助（小学生月額約400円、中学生月額約550円）を実施しています。

千葉県のとらめによると、給食費の補助について、袖ヶ浦市を除く県内53市町村中、給食費の完全無償化を実施している自治体は8町、第3子以降など特定の要件により無償化している自治体は10市町、給食費の一部補助を実施している自治体は8市町となっています。

なお、この他にも今年度中に千葉市が第3子以降の給食費無償化を実施する予定と公表しており、また、千葉県の施策においても、無償化を含めさまざまな形で給食費の負担軽減を図る自治体には、支援の在り方を検討するといった方針を表明するなど、今後も少子化対策や子育て支援の一環として給食費の補助は更に広がっていくものと思われます。

### 2 目 的

袖ヶ浦市では子育て支援事業の一つとして全小中学生の保護者を対象に給食費の一部補助を実施し、他市よりも低額で給食を提供しています。

今回、この事業に加え、市内に住所を有し小中学校に通う児童生徒3人以上と生計を一にする保護者を対象に第3子以降の学校給食費免除を実施して、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

### 3 実施の概要

(1) 対 象 者 市内に住所を有し、小中学校に通う児童生徒3人以上と同世帯で生計を一にする保護者

※生活保護費または就学援助費受給世帯は対象外

(給食費の全額を公費で支払われるため)

※対象となるケースの例は別紙1のとおり

(2) 対 象 額 市立小中学校に通う第3子以降の学校給食費全額  
(小学生月額3,900円、中学生月額4,650円)

(3) 実施方式 保護者からの申請により適用要件を確認した後、決定通知を送付

(4) 実施時期 令和4年1月分給食費から実施

#### 4 対象となる要件

(1) 市内に住所を有し、保護者と同世帯で生計を一にする小中学校に通う児童生徒が3人以上いること

(2) 第3子以降が袖ヶ浦市立小中学校に在籍していること

(3) 生活保護費または就学援助費を受給していないこと

(4) 市税及び学校給食費の滞納が無いこと

#### 5 第3子以降無償化実施による市の財政負担額

(1) 令和3年度 2,930,000円(1月～3月分)  
対象想定人数 250人(小学生248人、中学生2人)

(2) 令和4年度以降 約13,000,000円

(参考) 現在実施している給食費の一部補助

対象 市内小中学校の全児童生徒の保護者

補助額 小学生月額約400円、中学生月額約550円

財政負担額(令和3年度) 約24,000,000円

#### 6 受付開始の時期

令和3年10月に市内小中学校に通う児童生徒の保護者あてにお知らせするとともに申請の受付を開始します。

#### 7 規則の改正及び実施要綱の制定

第3子以降の学校給食費無償化の実施に伴い、規則の一部改正及び実施要綱の制定を行います。

(1) 「袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則」の一部改正

(2) 「袖ヶ浦市第3子以降給食費免除実施要綱」の制定

※規則の一部改正(案)及び実施要綱(案)は別紙2のとおり

## 8 今後のスケジュール

9月29日（水）	教育委員会定例会（規則改正等）
10月初旬	保護者へ通知
令和4年1月	第3子以降無償化実施

## 9 その他

現在実施している給食費の一部補助は引き続き実施します。

別紙 1

第 3 子以降給食費無償化 想定ケース

ケース①（第 1 子から第 3 子までが公立小中学校在籍の場合）

世帯主
妻
子（公立中学校在籍）
子（公立小学校在籍）
子（公立小学校在籍） ← 該当

ケース②（第 1 子が私立中学校、第 2 子が特別支援学校中学部在籍の場合）

世帯主
妻
子（私立中学校在籍）
子（特別支援学校中学部在籍）
子（公立小学校在籍） ← 該当

ケース③（第 3 子が私立中学校在籍の場合）

世帯主
妻
子（公立中学校在籍）
子（公立中学校在籍）
子（私立中学校在籍） ← 非該当

ケース④（第 1 子と第 2 子・第 3 子に血縁がない場合）

世帯主
妻
妻の子（私立中学校在籍）
子（公立中学校在籍）
子（公立小学校在籍） ← 該当

別紙 2 - 1

「袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則」一部改正（案）

袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(給食費の減免)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給食費の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>保護者が次に掲げる要件を備えているとき。</u></p> <p>    <u>ア 市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されていること。</u></p> <p>    <u>イ 第3子以降(学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校に在学する児童生徒のうち、保護者と同一の世帯で生計を一にしている当該児童生徒が3人以上いる場合であって、年齢の高い方から順に3人目以降の者をいう。)が袖ヶ浦市立小学校又は中学校に在学すること。</u></p> <p>    <u>ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく教育扶助又は袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱(平成27年教委告示第5号)に基づく就学援助費の支給が行われていないこと。</u></p> <p>    <u>エ 市税及び給食費の滞納がないこと。</u></p> <p>(2) <u>その他特別の理由があるとき。</u></p>	<p>(給食費の減免)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、必要と認めるときは、給食費の全部又は一部を免除することができる。</u></p>

「袖ヶ浦市第 3 子以降給食費免除実施要綱」(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則（昭和49年教委規則第 8 号）（以下「規則」という。）第12条に規定するもののうち、同条第 1 号に該当する給食費の免除の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象となる給食費)

第 2 条 免除の対象となる給食費は、保護者が負担すべき第 3 子以降の給食費とする。

(免除の申請)

第 3 条 給食費の免除を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、給食費免除申請書（様式第 1 号）により教育委員会に申請しなければならない。

(免除の決定)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じた調査を行い、免除の可否を決定し、給食費免除承認（不承認）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により免除の決定を受けた者が、免除の要件に該当しなくなったとき又は免除を辞退しようとするときは、給食費免除辞退届（様式第 3 号）（以下「辞退届」という。）により教育委員会に届け出なければならない。

(免除の変更又は取消し)

第 5 条 教育委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により決定した免除の内容を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消し、給食費免除決定変更（取消）通知書（様式第 4 号）により、保護者に通知するものとする。

(1) 規則第12条第 1 号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 辞退届による届出があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により免除の決定を受けていることが判明したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により免除の内容を変更又は決定を取り消した場合は、既に免除した給食費の全部又は一部を請求することができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 4 年 1 月分の給食費から適用する。

袖ヶ浦市教育委員会 様

給食費免除申請書

給食費の免除を受けたいので、袖ヶ浦市第 3 子以降給食費免除実施要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者（保護者）

住所	袖ヶ浦市		
氏名			
生年月日		電話番号	

2 給食費の免除対象となる第 3 子以降

	氏名	生年月日	在学中（就学予定）の市立小中学校（学年）
1			（ 年）
2			（ 年）
3			（ 年）

3 申請者と同世帯で生計を一にする第 1 子及び第 2 子（義務教育諸学校在学中の者）

	氏名	生年月日	在学中の学校（学年）
1			（ 年）
2			（ 年）

【誓約・同意事項】

私（申請者）は、給食費の免除申請に関し、次のとおり誓約・同意します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 給食費免除決定の審査及び決定後の免除要件の確認に関し必要な事項について、私及び私と生計を一にする家族等構成員の住民基本台帳・税情報等の公簿等を袖ヶ浦市教育委員会が調査・閲覧することに同意します。
- この申請のため、私及び私と生計を一にする家族等構成員の生活状況について、袖ヶ浦市教育委員会から情報を求められた場合は、速やかに回答します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者（保護者）

様

袖ヶ浦市教育委員会

給食費免除承認（不承認）決定通知書

申請のありました給食費の免除について、下記のとおり承認（不承認）を決定しましたので、袖ヶ浦市第3子以降給食費免除実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

対象となる児童生徒	氏名		生年月日	給食費の免除
	1			
不承認理由				
2				承認 ・ 不承認
	不承認理由			
3				承認 ・ 不承認
	不承認理由			
免除の開始日				
備考				

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市教育委員会 様

給食費免除辞退届

決定を受けた給食費の免除について、以下の理由により辞退するので袖ヶ浦市第3子以降給食費免除実施要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

1 申請者（保護者）

住所	袖ヶ浦市		
氏名			
生年月日		電話番号	

2 給食費の免除対象となった第3子以降

	氏名	生年月日	在学中（就学予定）の市立小中学校（学年）
1			（ 年）
2			（ 年）
3			（ 年）

3 辞退の理由

--

申請者（保護者）

様

袖ヶ浦市教育委員会

給食費免除決定変更（取消）通知書

決定しました給食費の免除について、袖ヶ浦市第3子以降給食費免除実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり決定を変更（取消）しましたので通知します。

記

児童生徒 対象となる		氏名	生年月日
	1		
	2		
	3		
免除決定変更（取消）日			
免除決定変更（取消）理由			
備 考			

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。